

「(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案」に対して提出された意見・情報とこれらに対する県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成25年(2013年)7月19日(金)から8月18日(日)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案についての意見・情報の募集を行った結果、17名(団体)の方から36件の意見・情報が寄せられました(なお、この条例要綱案については、県内市町に対しても意見照会を行いました。)

これらの意見等に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。
とりまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとっております。

2 提出された意見・情報の概要

提出方法	人数
メール・しがネット受付サービス	14
郵送	3
合計	17

提出時期	人数	件数
提出期間中に提出を受けたもの	16	30
提出期限後に提出を受けたもの	1	6
合計	17	36

3 提出された意見・情報の内訳

意見・情報の概要	件数
条例全般	8
前文	0
第1章 総則	4
第2章 想定浸水深の設定等	2
第3章 河川における氾濫防止対策	4
第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策	0
第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等	9
第6章 浸水に備えるための対策	1
第7章 雑則	0
第8章 罰則	1
その他	7
合計	36

(次ページ以下に県民政策コメント制度で提出された意見・情報とそれに対する考え方を掲載しています。)

4 県民政策コメント制度で提出された意見・情報とそれに対する考え方

番号	項目	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
1	条例全般		河川の上流での森林の植樹、中流での蛇行部分の補強や雨水をためる対策、下流での堆積物撤去等の対策を総合的に行うべきです。	流域治水の推進に当たっては、「ながす」対策を基幹的な対策として推進するとともに、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全を向上させることが重要と考えており、ご意見のとおり、それらの対策を総合的に推進してまいります。
2	条例全般		命を守る総合治水に賛同します。 「ながす、ためる、とどめる、そなえる」、という包括的な流域治水には、河川法、都市計画法、建築基準法、水防法などが絡んでくるが、縦割りと言われる「それぞれ」の持前を前向きに発揮して、横串に手をたずさえ、協力して「命を守る」方向に進みたい。	ご意見のとおり、「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に行う流域治水を推進してまいります。
3	条例全般		河川工事を行う場合は、どのように人間が自然環境に適応していくべきかを考えておく必要があると思います。そのために地域に応じた施策にするとするのは非常に良いと思いました。	ご意見のとおり、流域治水は地域の特性に応じて推進することとしています。
4	条例全般		地球温暖化の進行で、日本列島は確実に亜熱帯性の気象環境となりつつあり、「河道主義による河川整備」のレベルをはるかに超える外力があることから、河道内施設のあり方を見直す必要があります。	計画規模を目標とした河川整備について一層推進するとともに、計画規模を上回る洪水においても命を守ることを最優先とした減災対策にも取り組むことが重要と考えていることから、原案のとおりとします。
5	条例全般		流域で総合的に治水を考えることが住民の命と財産を守ることにすると理解しています。流域治水のための対策は洪水対策として重要な取り組みです。また、昔は住宅地でなかったところで床上浸水被害が発生しているが、地先の安全度のような水害リスク情報を事前に知っていれば、そのような災害はふせげたのではないかと思います。 このように流域で考える治水政策は、県民のため滋賀に根付くようしっかりと進める必要があると思います。	ご意見のとおり、流域治水の推進に当たっては、「ながす」対策を基幹的な対策として推進するとともに、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全を向上させることが重要と考えています。

番号	項目	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方	
6	条例全般		<p>条例要綱案に対しては、全国共通の課題に対し、以下のような明確な方向性を打ち出しており、賛成です。</p> <p>①「いかなる大雨においても人命を守る」ことに治水政策の原点を据え直したこと。②「地先の安全度マップ」において、外水だけではなく内水についてもしっかりと評価していること。③新たに「浸水危険区域」を設定し、ここでの新築・増築を建築規制の対象としたこと。</p>	<p>ご意見のとおり、「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に行う流域治水を推進してまいります。</p>	
7	条例全般		<p>以下の理由から、住民との距離が近い地方公共団体こそ、流域治水を進めるのにふさわしい。</p> <p>①地域に密着していること。②河川の特性をきめ細かく知ることができること。③地域住民の要望を具体的にくみ上げ、応えていくことができること。④法的な「縦割り」を超えていくことができること。</p> <p>今般、滋賀県が「(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例」制定にむけて努力されていることを嬉しく思います。条例の下で住民のためになる治水の実績が作られ、さらにそれが全国のモデルケースとして広がることを心から願います。</p>	<p>ご意見のとおり、「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に行う流域治水を推進してまいります。</p>	
8	条例全般		<p>どんなに批判を浴びても、河川管理者さえ真剣に取り組めば流域治水は進められます。なかでも、「命を守る」ことを最優先にするなら土地利用規制、建築規制のための法改正は避けては通れません。本来なら国が真っ先に進めるべきことですが、滋賀県が全国に先駆けて、そこに踏み込む勇氣に敬意を表します。</p>	<p>ご意見のとおり、「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に行う流域治水を推進してまいります。</p>	
9	第1章 総則	第4	<p>流域治水の効果を最大限にするためには、県と市町が連携をして総合的に推進されるべきです。そのためには相互に責務を明確にし、整合性のある施策を講じてもらいたい。</p>	<p>平成24年3月に策定した「滋賀県流域治水基本方針」において県市町の役割分担を明記しています。ただし、県と市町は対等の関係にあるという地方分権の趣旨に鑑み、条例要綱案では「市町の責務」は規定していません。</p>	
10	第1章 総則	第2	2	<p>滋賀県下の流域治水を目指すのだから、「流域」の用語を定義すべきです。</p>	<p>条例要綱案第2の2で「流域治水」について定義しており、「流域」の用語を単独で用いていないことから、原案のとおりとします。</p>
11	第1章 総則	第3	<p>「第3 基本理念」の中で、基礎調査や想定浸水深の設定については、防災を目的として行う旨を明示すべきです。</p>	<p>条例要綱案第3の「基本理念」の3に示すとおり、流域治水は「地域特性」に応じて推進することとしています。基礎調査や想定浸水深は「地域特性」を施策に反映させるための手段であり基本理念そのものではないことから、原案のとおりとします。</p>	

番号	項目	箇所		ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
12	第1章 総則	第5	2	住民説明会で説明した工事を履行しない県が提案する「県民は、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない」との条文は信用できません。	ご意見をいただいた河川の工事については、住民説明会で説明したとおり実施していることから、原案のとおりとします。
13	第2章 想定浸水深 の設定等	第8		風評被害の広がりが危惧されることから、想定浸水深の設定は行うべきではありません。むしろ、河川や水路からの氾濫の基準となる流量の調査を綿密にするべきと考えます。	想定浸水深は、浸水から県民の生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するための対策を講じるための基礎情報として、それぞれの地域における潜在的な水害リスクを明らかにするものであることから、原案のとおりとします。また、河川等の流量については、現況調査を踏まえ、設定しています。
4 14	第2章 想定浸水深 の設定等	第8	3	人命に関わる水害の危険のある地域として公表することは、購入や賃貸の動機に大きく影響を与え、しいては対象地の不動産の価格形成に大きく影響する事が想定されますが、事前にそのシミュレーションや対策について十分に検証されていますか。	人命に関わる水害の危険性のある地域の公表(地先の安全度マップ公表とそれに基づく浸水危険区域の指定)は、水害から命を守る(公共の福祉の増進)ため、住民に自分たちの住んでいる土地の潜在的な水害に対する危険性(水害リスク)を知っていただき、そのうえで重点的に安全な土地利用や安全な住まい方の誘導をすることを目的としたものです。 水害リスクの公表は、対象地の不動産の価格形成に影響することも想定されますが、水害リスクの公表は、あくまで対象地の潜在的なリスクを明らかにしたもので、新たにその土地に不利な条件を付加したものではありません。主要河川の氾濫による水害リスクは、既に水防法による浸水想定区域の指定により公表しているところです。 本来、人命に関わるような水害の危険性のある土地の価格は、その危険性を反映した価格で評価されることはやむを得ないものと考えています。対象地の不動産価格は、今後、公表した水害リスクの状況も加味して適正に形成されていくものと考えています。このため不動産価格形成への影響シミュレーションや対策についての検証は行っていません。 この様な自然災害に対するリスクを公表することは、自然災害から命を守るための基本的な考え方であり、水防法による浸水想定区域の指定の他、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定や、津波防災地域づくり法による津波防災警戒区域等の指定で行われているところです。 また、土砂災害警戒区域や津波防災警戒区域に係る情報は、宅地・建物の売買等の際の重要事項説明の内容となっており、このような考え方に準拠して、水害リスク情報も積極的に提供すべきものと考えています。 以上のことから、原案のとおりとします。
15	第3章 河川における 氾濫防止 対策	第9		嵩上げの助成や建築規制などのいわゆる「川の外」の対策よりも、彦根市の芹川流域のような緊急を要する地域の河川整備、いわゆる「川の中」の対策を最優先して進めるべきではないですか。	「ながす」対策は流域治水の基幹的な対策であり計画的かつ効果的に推進すべきものとして「第3基本理念」および「第9河川整備」に規定していることから、原案のとおりとします。

番号	項目	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
16	第3章 河川における 氾濫防止 対策	第9 (2)	住民説明会で説明した工事を履行しない県が提案する「河川内の樹木の伐採・を行う」との条文は信用できません。	ご意見をいただいた河川の工事については、住民説明会で説明したとおり実施しておりますことから、原案のとおりとします。
17	第3章 河川における 氾濫防止 対策	第9 (2)	条例要綱案の第9(2)に「(知事は、)河川の流水を流下させる能力を維持するため、治水上の支障の程度に応じ、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂の浚渫、護岸の補修を行う。」としており、漂砂に伴う河口閉塞が生じないよう(湖岸沿岸の流入河川河口部にある水資源機構が管理する水門・樋門の上下流一定区間外の)琵琶湖側の浚渫の適切な実施をお願いしたい。	浚渫等の維持管理については、一級河川の治水上支障となる箇所について、緊急性の高いところから順次対応します。
18	第3章 河川における 氾濫防止 対策	第9	ダムだけに頼らない流域治水政策には賛成です。近年では、奈良・和歌山豪雨など大災害が頻発しており、いつ、本県で起こっても不思議ではありません。 このような状況を踏まえ、河川の維持管理として浚渫の実施や、堤防を越えるような洪水を想定した川の外の対策、さらに、災害が発生した場合の速やかな復旧等の取り組みによる滋賀の安全安心なまちづくりが重要であると思います。	ご意見のとおり、流域治水の推進に当たっては、「ながす」対策を基幹的な対策として推進するとともに、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全を向上させることが重要と考えています。
19	第5章 氾濫原にお ける建築物 の建築の制 限等	第14	今回の条例で、災害が起きる可能性のある場所をはっきりさせ、何らかの対策を立てようとするのは正しいやり方であると思います。 危険な地域に居住する人に対しては公的な対策や補助が必要ですが、大きな災害の場合、その時々に対策を公的に考えることのほうが、土木的に対策したり、危険であるにも関わらず公表せず対策もしないより優れた方法であると考えます。	流域治水の推進に当たっては、「ながす」対策を基幹的な対策として推進するとともに、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全を向上させることが重要と考えています。その対策の一つとして、「とどめる」対策では、浸水により県民の生命または身体に著しい被害が生じるおそれがある地域では建築規制(安全な住まい方への確実な誘導)などの対応を図ろうとするものです。
20	第5章 氾濫原にお ける建築物 の建築の制 限等	第14 1	第14の1に示された対象建築物は、居住および社会福祉施設等に限られていますが、不特定多数の利用を見込んだその他用途の施設にも対象を拡げるべきです。	建築制限の対象となる建築物は、浸水による生命または身体への著しい被害を防ぐという観点から必要最小限度のものとしていることから、原案のとおりとします。なお、対象建築物は「津波防災地域づくりに関する法律」等を参考にしています。
21	第5章 氾濫原にお ける建築物 の建築の制 限等	第14 (2)	「第5章 第14 1(2) (中略)当該増築または改築に係る部分が居室を有しないとき。」との案ですが、居室に関わらず制限対象とすべきです。	建築制限の対象となる建築物の増築または改築は、浸水による生命または身体への著しい被害を防ぐという観点から必要最小限度のものとしていることから、原案のとおりとします。

番号	項目	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方	
22	第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等	第15	第15許可の基準は、「イ 想定水位下の主要構造部(壁、柱およびはりのうち、構造耐力上主要な部分に限ります。2において同じです。)が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。」とされていますが、これでは不十分であり、単に構造形式だけで判断はできず、その地点で想定される水流速度での破壊力に耐える必要があり、壁の強度を含む計算が必要と考えます。	ご意見をいただいた「水流速度での破壊力」すなわち「流体力」については、現時点では十分な科学的知見がなく、浸水危険区域の指定基準としていないことから、原案のとおりとします。	
23	第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等	第15	建築物に対してはいろいろと設定されていますが、その建築物を支える基礎や地盤についての言及が見当たりません。今夏の被害映像でも、その何例かは基礎が水にえぐられ、あるいは地盤が緩んで倒壊したとみられるものがありました。対策が必要です。	ご意見をいただいた現象は「流体力」によって引き起こされるものと考えます。「流体力」については、現時点では十分な科学的知見がなく、浸水危険区域の指定基準としていないことから、原案のとおりとします。	
24	第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等	第15	最近のゲリラ豪雨被害(例、本年8月の山口県や東北地方)は地滑り、土砂崩れや鉄砲水がかなりあります。斜面直下に限らず被害が出ていることをみれば、何らかの土地利用制限が必要です。たとえば、河川が屈曲した内側に石垣を築いて住居を建てる等は、当然土砂混じりの水が激しく襲ってくることを予想すべきであり、こうした場所への建築は事前に制限されるべきです。	地滑り、土石流、急傾斜地の崩壊が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域については「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により建築が制限されています。	
25	第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等	第15	1(1)	条例要綱案第15の1の(1)のア、イの建築の許可の基準について、1階の階高を大きく取るのではなく、基礎の高さを必要な寸法だけ大きくし、基礎天端から上は通常の階高の木造などとする「高基礎」工法を提案します。これなら「基礎工事」部分だけのコストアップで済みますから、安上がりとなります。この工法を選択肢に加えることを提案します。	ご意見をいただいた構造は、条例要綱案第15で求める安全性を確保することができるものと考えられますので、具体的な建築物について審査することとします。
26	第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等			建築規制を行うことはこの条例の目的とするべきではないことから、第5章は削除すべきと考えます。ただし、治水の為の阻害要因となる不要な設備や樹木等の撤去の判断ができる権限を持つ者について規定する必要があります。	この条例要綱案は、治水施設の計画規模を超える洪水の際にも命を守ることを目的とするもので、建築規制(安全な住まい方への確実な誘導)は、その重要な手段の一つであることから、原案のとおりとします。 また、河川管理上の支障がある物件や樹木等の撤去については、条例要綱案第9の(2)や河川法において河川管理者である知事の権限が規定されています。

番号	項目	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
27	第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等	第29	「第29 宅地または建物の売買等における情報提供」については、努力義務ではなく、「水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供しなければなりません。」というように義務であることを明示したものに变更すべきと考えます。	浸水危険区域に関する情報は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明が必要な事項に該当し情報提供が義務付けられますが、想定浸水深や水防法第14条の浸水想定区域に関する情報提供は同条の対象とはならないことから、条例要綱案第29において情報提供の努力義務を定めたものです。したがって、原案のとおりとします。
28	第6章 浸水に備えるための対策		住民側に普段から自ら備え、「このコミュニティの生命と財産は、自分たちが必ず守る」と言う強い意欲が育っていなければなりません。これに対する「啓発や住民参画呼びかけを県および市町は日常的に行わなければならない」とする義務規定を条例に加えてください。	浸水が発生した場合にとるべき行動等についての意識の向上等について、「第31教育、訓練等」に規定しています。また、県と市町は対等の関係にあるという地方分権の趣旨に鑑み、条例要綱案では市町の義務は規定していないことから、原案のとおりとします。
29	第8章 罰則		罰則無しの努力規定では法の趣旨が簡単に破られます。これが現実です。現在の案の罰金・過料では少額過ぎます。罰則なしの条例にすれば、間違いなく骨抜きになり、法破りが横行することになります。「建築基準法委託事務」として現法令に準じなければならず、現法体系の慣習に従わなければならないことは当然と考えます。	ご意見のとおり、罰則や過料の規定は必要なものとして規定していますが、その金額については、他の条例との均衡から定めていることから、原案のとおりとします。
30	その他		土地の嵩上げについては、琵琶湖内の航路維持浚渫土を有効に活用しているところですが、さらなる有効活用ができるようにご配慮をお願いしたい。	浚渫土の有効活用について、情報提供に努めます。
31	その他		嵩上げをした場合に、インフラ整備の高コスト化や、斜路の設置など敷地の利用上の制約が生じ、また、道路との高低差によって地域全体の居住性やポテンシャルについても低下すると考えられる。嵩上げによるマイナスの影響についても住民に十分に説明をすべきではないですか。	浸水危険区域において宅地の嵩上げにより対応する場合、想定される高さは、最大2メートル程度、ほとんどは1メートル以内です。嵩上げの際には、地域全体の居住性に配慮すべきものと考えます。
32	その他		琵琶湖における流入河川河口部に多くの不法係留した船が見受けられます。特に水門、樋門付近のものは、日々の流水障害や施設操作時障害となるおそれがあるうえ内水排除操作時に影響を与える可能性が大きく、取り締まり等、適切な対処をお願いしたい。	琵琶湖における不法係留船舶については、これまでからも県民等からいただいた情報や本県各機関による巡視などをもとに確認の上、所有者を特定し、「河川法」や「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、移動、撤去等の対応を取ってきているところであり、今後とも、適切に対応してまいります。

番号	項目	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
33	その他		災害ボランティアの各段階での活動を支える為に県内に何箇所かボランティアセンターを常設するべきです。そして、啓発活動や河川学習や地域の把握、被災時の土砂だし訓練、県外災害時の支援センター設置母体としての活動を行うべきです。	ご意見のとおり、災害ボランティア活動や啓発は大変重要です。浸水が発生した場合にとるべき行動等についての意識の向上等について、「第31教育、訓練等」に規定しています。
34	その他		宅地建物取引業法第35条第1項の説明において新たに水害リスクの情報提供が必要となるとのことであるが、同時に、何年後に対象地の河川整備等が完了し、そのリスクが除去されるのかに関する治水計画を資料として公表し、県は宅地建物取引業者にその説明にあたらせるべきではないか。	「中長期整備実施河川の検討」、河川法に基づく「河川整備計画」において、今後おおむね20年間で実施する河川の区間を定めており、この河川整備による浸水深低減効果は、おおむね5年ごとに更新する想定浸水深に反映することとしています。
35	その他		市町との連携により、降雨時の氾濫を防ぐため市街地における下水道の整備を完了して欲しい。	市街地における雨水を原因とする氾濫の発生を抑制するために、雨水を排水するための下水道の整備は有効な対策です。このような下水道の整備は市町において行われており、市町に対し、必要な支援および調整を行っていきます。
36	その他		県の権限がどこにあるのか示して欲しい。	条例要綱案に規定している県の権限は、河川法に基づく河川管理者としての権限、建築基準法に基づく建築の許可の権限、都市計画法に基づく区域区分の決定の権限です。

「(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案」に対して市町から提出された意見とこれらに対する県の考え方について

1 市町への意見照会の実施結果

市町に対し、平成25年(2013年)7月9日(火)から、(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例要綱案について意見照会を行った結果、13市町から93件の意見が寄せられました(なお、守山市については、意見照会に対する意見の提出はありませんでしたが、7月8日に開催された滋賀県市長会経済部会において同市から提出された意見書を同市の意見として取り扱っています。)。これらの意見に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

2 提出された意見・情報の内訳

意見・情報の概要	件数
条例全般	16
前文	1
第1章 総則	11
第2章 想定浸水深の設定等	5
第3章 河川における氾濫防止対策	6
第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策	2
第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等	18
第6章 浸水に備えるための対策	0
第7章 雑則	1
第8章 罰則	4
その他	29
合 計	93

(次ページ以下に意見およびそれに対する考え方を掲載しています。)

3 市町から提出された意見とそれに対する考え方

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
10	1 条例全般		長浜市	<p>平成20年12月の「滋賀県流域治水検討委員会(行政部会)共同意見書」には、行政部会からの彦根市の脱退について、「その根底に県の治水行政に対する県下市町の不信感、すなわち、県の都合を『流域治水』という美辞麗句によって市町や流域住民に押し付けようとしているのではないか、という疑いが払拭できないことに、その大きな原因があると言わざるを得ない。」と書かれているが、現在でもその疑念は払拭できていない。</p> <p>条例制定に関する市町からの意見や質問に対する県の回答は、「実施します」「取り組みます」「努めます」といった空疎で具体性を欠くものばかりで、誠実さが感じられないばかりか、回答に臨む姿勢そのものが市町の信頼を損なっている。</p> <p>また、8月7日に開催された自治創造会議では、多くの市町からさまざまな課題、疑問点が指摘されたにもかかわらず、知事は、会議終了後に報道各社に対し、「罰則以外の部分については合意が得られた。」と発言するなど、事実と異なる発表を行い、市長会から意見書を送付する事態となった。県は、このような態度を改め、市町からの意見等に真摯に耳を傾け、丁寧で誠実な説明を行うことで、市町の疑念を払拭するように努めていただきたい。</p> <p>条例要綱案は、県の説明のように、「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」の4つの対策について規定されたものであるが、「ながす」対策は、第9章に「河川における氾濫防止対策」として、河道の拡幅・堤防の設置・河床の掘削等・河川内の樹木の伐採・堆積した土砂の浚渫・護岸の改修等のメニューが列記されているにすぎない。</p> <p>また、「ためる」対策は、第4章に「集水地域における雨水貯留浸透対策」として、「第10森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保」と「第11公園等の雨水貯留浸透機能の確保」が規定されているが、いずれも努力規定であり、第10は、特に新たな取組を求めるものでもない。「そなえる」対策は、第6章に「浸水に備えるための対策」が規定されているが、「第29宅地または建物の売買等における情報提供」を除き、改めて条例に規定する必要があるのかが疑問に思えるような基本的なことが規定されているだけである。「とどめる」対策のみが、第5章「氾濫原における建築物の建築の制限等」として、第12から第25まで、他の3つの対策と全く異なるボリュームで詳細に掲載され、「条文の多い少ないは有りますが、「ながす」、「とどめる」「そなえる」対策についての精粗は無い」という説明に反し、建築規制のみが際立った強い規制内容となっている。つまり、建築規制に関する部分を除けば全く稚拙な内容の条例であり、はたして、知事が何年も前から構想され、全国に先駆けた条例として発表されるものとして、これでいいのであろうか。もう少し、全体の内容を見直すべきであると考え。</p> <p>(次の欄へ続く)</p>	<p>条例要綱案については、これまでの流域治水検討委員会の住民会議、行政部会、学識者部会における議論を通して取りまとめ、さらに、県議会の議決をいただき策定した「滋賀県流域治水基本方針」の実効性を確保するものであり、原案のとおりとします。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
2	条例全般		長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>命を守るという名目のもとで、想定浸水深3m以上の規制強化のみを強く打ち出すことについては、流域治水の理念を重んじる本条例要綱案の趣旨からしても、理解できにくいものである。</p> <p>8月6日の自治創造会議で配布された資料に、竜王町弓削と旧虎姫町大寺の写真が掲載されており、また、資料にも「嵩上げ対策は、竜王町・東近江市・長浜市などの歴史的に水害を受けてきた地域において取り組まれてきた減災対策であり」と記載されているが、これらの地域は、過去の経験に基づき自主的に宅地の嵩上げを行ってきた地域であり、建築規制に従った結果このような街並みが形成されたわけではない。</p> <p>建築規制ではなく、浸水リスクの周知や財政的な支援によって、これらの地域づくりをさらに推進、誘導していくことが重要なものであり、条例については、特に第5章の内容について、各市町の意見を参考に見直しを行い、浸水想定深の公表及び補助金による対策の誘導を中心とした「誘導条例」として整備されることを要望する。</p>	<p>この条例要綱案は、治水施設の計画規模を超える洪水の際にも命を守ることを目的とするもので、建築規制(安全な住まい方への確実な誘導)は、その重要な手段の一つであることから、原案のとおりとします。</p>
3	条例全般		近江八幡市	<p>条例制定</p> <p>【理由】</p> <p>市町の意見を踏まえ、県及び県議会において十分な議論を、慎重な審議を望む。</p>	<p>これまでいただいたご意見を県議会にご報告しご審議いただきます。</p>
4	条例全般		守山市	<p>防災減災の観点から、一定の条件設定の下、科学的根拠に基づく浸水想定深を公表したことについては、評価。</p> <p>想定外の水害からも命を守るという条例骨子案の趣旨については賛同。</p> <p>流域治水条例は県が定めるものであり、基本的には県及び県議会が適切に判断すべきものであるが、以下について十分考慮されたい。</p> <p>(次の欄へ続く)</p>	<p>想定外の水害から命を守るという趣旨の実現に向け流域治水を一層推進してまいります。</p>
5	条例全般		守山市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>(1)以下の問題点から条例骨子案の規制は財産権を著しく制限するものであり、規制条例ではなく、誘導条例(浸水想定深の公表及び補助金による誘導)とすべき。また、県条例に市町の負担を位置づけるべきではない。</p> <p>(次の欄へ続く)</p>	<p>浸水危険区域の指定は、浸水被害から住民の生命、身体を守る(公共の福祉)のために、その土地が持つ潜在的な水害の危険性を明らかにするものであることから、財産権の侵害には当たらないと考えています。</p> <p>この考え方は、「土砂災害防止法」による土砂災害特別警戒区域や、「津波防災地域づくり法」による津波災害特別警戒区域の指定と同様のものです。</p> <p>本条例による施策は、浸水被害の恐れのある区域を明らかにし、その中で建築に対する必要最低限の規制(緊急時の避難空間の確保)を行うもので、住民の自己責任(自助)に期待しつつ、住民の安全確保のための施策を講ずるものです。</p> <p>最重要視されるべきは人命保護であり、そのためには規制で施策の実効性を確保すべきことから、原案のとおりとします。</p> <p>また、条例要綱案には、市町に負担を求めることは規定していません。別途、市町と協議させていただきます。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
6	条例全般		守山市	<p>(上の欄からの続き) 問題点① 滋賀県が当面の河川整備目標を1/10への対応としており、現在の事業進捗でいくと、当該目標達成に100年を有するとしている中、国の河川整備目標である1/100を大きく上回る1/200での安全確保を目標として条例を定めるのは大きな飛躍である。 (次の欄へ続く)</p>	<p>「東日本大震災からの復興の基本方針」においても今後の津波対策を構築するにあたり、2つのレベルの津波が想定されています。比較的発生頻度が高い津波(レベル1)に対しては施設対応で人命・財産の保護を図り(いわゆる防災)、発生頻度は極めて低いが大規模な被害をもたらす最大クラスの津波(レベル2)に対しては、被害最小化を主眼とする避難を軸とした「減災」対策で対応しようとするものです。これは、流域治水の考え方と同じです。流域治水では、計画洪水は河川整備等で対応、施設能力を超える洪水には、安全な住まい方への確実な誘導(避難)等で対応します。どちらも命を守ることを最重視した考え方です。以上から、原案のとおりとします。</p>
7	条例全般		守山市	<p>(上の欄からの続き) 問題点② 浸水想定深はあくまでも浸水深のみを考慮したものであり、堤防の破堤を考慮していないため、浸水想定深に基づく規制は、総合的な安全確保のための規制となりえない。 (次の欄へ続く)</p>	<p>想定浸水深は堤防の破堤を考慮しています。なお、「流体力」については、現時点では十分な科学的知見がなく、浸水危険区域の指定基準としていないことから、原案のとおりとします。</p>
8	条例全般		守山市	<p>(上の欄からの続き) 問題点③ 水防法においては、河川にあつては1/100を前提とした浸水想定区域、琵琶湖にあつては明治29年の大水害を前提とした浸水想定区域図が指定されており、同法では、市町が当該浸水想定区域について洪水予報等の伝達及び避難措置等を講じる責任が位置づけられているが、県が提示している1/200までの浸水想定深にかかる市町の責任は法的に位置づけられていない。 (次の欄へ続く)</p>	<p>水害から人命を守る水防活動に降雨規模(洪水規模)の上限はありません。例えば、治水ダムの場合、計画規模を超える洪水時には、洪水調節機能を発揮出来ず、流入してくる洪水量をそのまま放流することとなります。このような場合も、ダムの下流では、的確な水防活動が求められます。実際に、平成23年の新潟・福島豪雨や12号台風豪雨などは、ダムの計画規模を超えるものでした。水防法による浸水想定区域は、河川整備が計画の水準に達していない段階で計画降雨によって生じる氾濫により浸水する区域を表すもので、水防上の避難措置等によって河川整備を補完する仕組みです。水防活動の範囲(対象洪水の上限)を規定しているものではありません。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
9	条例 全般		守山市	(上の欄からの続き) 問題点④ 地震および土砂崩れは突如発生するものであり、未然に予測することができないが、水害は一定の時間を経て生じるものであり、事前の周知徹底と避難誘導により、命を守る取り組みが可能である。 (次の欄へ続く)	流域治水の推進に当たっては、「ながす」対策を基幹的な対策として推進するとともに、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全を向上させることが重要と考えていることから、原案のとおりとします。
10	条例 全般		守山市	(上の欄からの続き) 問題点⑤ ①～④の状況にもかかわらず、浸水想定深により規制をかけることにより、当該土地は売却が著しく困難となり、財産権の著しい制限となる。(規制による公益性と制限内容が乖離している。) (次の欄へ続く)	浸水危険区域の指定は、浸水被害から住民の生命、身体を守る(公共の福祉)のために、その土地が持つ潜在的な水害の危険性を明らかにするものであることから、財産権の侵害には当たらないと考えています。 この考え方は、「土砂災害防止法」による土砂災害特別警戒区域や、「津波防災地域づくり法」による津波災害特別警戒区域の指定と同様のものです。 本条例による施策は、浸水被害の恐れのある区域を明らかにし、その中で建築に対する必要最低限の規制(緊急時の避難空間の確保)を行うもので、住民の自己責任(自助)に期待しつつ、住民の安全確保のための施策を講ずるものです。 最重要視されるべきは人命保護であり、そのためには規制で施策の実効性を確保すべきことから、原案のとおりとします。
11	条例 全般		守山市	(上の欄からの続き) (2)滋賀県の河川整備方針を条例に位置付け明確にすべき 上述のとおり、滋賀県が当面の河川整備目標を1/10への対応としており、現在の事業進捗で行くと、当該目標達成に100年を有するとしている中、安全な県土整備のためには、河川整備により一層力点を置くべきであり、滋賀県の河川整備方針を条例に位置付け、県民に明確にすべきである。	「ながす」対策は流域治水の基幹的な対策であり計画的かつ効果的に推進すべきものとして「第3基本理念」および「第9河川整備」に規定していることから、原案のとおりとします。

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
12	条例全般		栗東市	河川整備の実施計画および条例の必要性を十分県民に説明を行い、理解を頂いた上で、条例制定に向けた手続きを進められたい。また、各市町からの意見についても尊重し、進められたい。 【理由】 条例制定の必要性を県民及び各市町にご理解頂くことが重要であり、説明が不十分である。	引き続き、県民および市町に対し丁寧な説明に努めます。
13	条例全般		甲賀市	喫緊の課題として最優先にすべきことは、県民市民の命を守ることであり、上流域、下流域に関係なく、河川内の整備の必要性を条件とし、理念共有について賛同する。川の中の基幹的な対策と川の外の対策を同時進行すること。 【理由】 野洲川、袖川、大戸川を抱える上流域である当市の河川内の実情として、浚渫や竹木、雑草の除去が早急に必要のため。	ご意見のとおり、流域治水の推進に当たっては、「ながす」対策を基幹的な対策として推進するとともに、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全を向上させることが重要と考えています。
14	条例全般		甲賀市	当市は浸水想定区域が多く影響が大きいいため、必要な情報の提供と助言ならびに支援をされたい。 【理由】 県下でも浸水想定区域や、土砂災害警戒区域に住居を多く有しているため。	「第27市町への必要な支援」に示すとおり、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行います。
14 15	条例全般		甲賀市	流域治水政策の方針について、全国に誇れるような政策としてほしい。 【理由】 県議会で十分に議論いただき、豪雨時に禍根を残さないため。	ご意見のとおり、流域治水の推進に努めます。
16	条例全般		野洲市	治水に奇策はなく、河川整備計画の策定を急ぐとともに、既知の危険箇所の対策を速やか、かつ着実に進めること。	野洲市域の河川整備計画については平成22年11月に甲賀・湖南圏域河川整備計画として策定済みです。河川内の危険箇所については緊急性に応じて対応します。
17	前文		長浜市	「私たちは、…決意し、ここに滋賀県流域治水の推進に関する条例を制定します。」とあるが、「私たち」とはだれのことか、県民を指すとすれば、なぜ決意したと言えるのか、また、条例を制定するのは、県民ではなく知事である。	「私たち」は県民を指しているものであり、条例は、県民の付託を受けた県議会の議決を経て制定されるものであることから、原案のとおりとします。

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
18	第1章 総則	第1	大津市	<p>この度、滋賀県において制定を進められている条例(案)は、河川整備計画に基づく河川の整備の着実な推進を県の基幹的な対策としながら、浸水危険区域における建築行為等の制限等を組み合わせることにより、総合的に治水政策を進めることを目的としており、近年、多発する傾向にある局地的豪雨による洪水被害を防止する観点から、本市としては、その必要性について理解しているところである。</p> <p>しかしながら、浸水区域の指定や規制では不十分であり、命を守るためには、河川の整備を進めることが不可欠である。</p> <p>従って、河川整備計画に位置付けられた河川整備については、本市の要望や地域の意見を踏まえて着実かつ早急に実施されるよう、遅くとも条例制定までには年次的計画を明らかにされたい。</p> <p>また、河川整備方針の早急な実現を図られるようお願いするとともに、破堤によって地域への被害の影響が大きいと考えられる河川、あるいは災害が発生した河川については中長期整備実施河川の検討による優先順位に関わらず、優先して整備を進められたいことを申し添える。</p> <p>なお、市議会との協議において、大戸川流域における洪水氾濫被害を軽減し、住民の命を守るためには大戸川ダムが整備が必要とする意見が出されたところであり、大戸川ダムの建設と併せ、河川改修及び維持管理について滋賀県においても特段の配慮をされるようお願いしたい。</p>	<p>流域治水の推進に当たっては、「ながす」対策を基幹的な対策として推進するとともに、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全を向上させることが重要と考えています。</p> <p>そのなかでも「ながす」対策は計画的かつ効果的に推進すべきものとして「第3基本理念」および「第9河川整備」に規定しています。</p>
15 19	第1章 総則	第2	1,3 長浜市	<p>「浸水被害」の定義として、「下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域…」とあるが、排水について最大の機能を有するものは河川であり、「河川、下水道、農業用排水路…」と表記すべきである。</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法を参考に定義していることから、原案のとおりとします。</p>
20	第1章 総則	第2	2(3) 野洲市	<p>一般平地を「はん濫原」と称することは文言として不合理では。</p>	<p>「氾濫原」は「浸水被害が生じるおそれのある区域」と定義していることから、原案のとおりとします。</p>
21	第1章 総則	第3	2 高島市	<p>河川整備計画の早期策定について積極的に取り組まれたい。</p>	<p>湖西圏域河川整備計画については早期認可が得られるよう努めます。</p>
22	第1章 総則	第4	長浜市	<p>「第2 定義」において、流域治水については、「浸水被害を回避し、または軽減するため、次の対策を組み合わせる」と定義されており、「流域治水」ということば自体に「総合的」という意味が含まれていると考えるが、その場合、「流域治水に関する施策を総合的に策定」という表現はおかしいのではないか。</p>	<p>第2の2で定義する「流域治水」と、第4で規定する「流域治水に関する施策を総合的に策定する」は、矛盾するものではないことから、原案のとおりとします。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
23	第1章 総則	第4	長浜市	<p>複数の市町から、条例に河川管理者としての県の責務を明記するよう意見が出されているが、県は、「同様の規定は河川法に規定されており、条例に記載する必要はない。」と回答している。</p> <p>また、河川整備に対する県の積極的な取組姿勢についても条例に明記するよう多くの市町が求めているが、県は、「基本理念において、河川整備は流域治水の基幹的な対策であることを明記している。」「河川整備計画に基づき計画的かつ効率的に実施することとしている。」「水害に強い地域づくりの実現に向け、積極的な予算確保に努めていく。」などとし、これも条例への記載は不要と回答している。これらの意見は、意見番号1の意見で指摘した、決意表明のみ行い実行されないのではないかとという県への不信感から発せられたものであり、条例に治水に関する県の責務や姿勢を明確に記載し、県民や市町にきちんと示すことで、こうした疑念を払拭すべきである。</p>	<p>河川整備は流域治水の基幹的な対策であり計画的かつ効果的に推進すべきものとして「第3基本理念」および「第9河川整備」に規定していることから、原案のとおりとします。</p>
24	第1章 総則	第4	近江八幡市	<p>条例で県の責務の明確化 【理由】 大中之湖干拓、小中之湖干拓、水荃内湖干拓には国策として入植者の住宅が築かれ農村集落が形成されている。このような干拓地(大中の湖干拓を除く。)が浸水危険区域の対象となっているため、内水排除施設の機能保全若しくは機能向上の措置を条例で明記し、地域住民の不安を払拭すべきである。併せて、浸水危険区域の対象になっていない大中之湖干拓地においても、国・県が責任を持って内水排除施設の機能保全若しくは機能向上の措置を行うよう条例に明記し、地域住民の不安を払拭すべきである。</p>	<p>条例要綱案では、「第4県の責務」として河川整備の計画的かつ効果的な推進などを明記していることから、原案のとおりとします。なお、内水排除施設の管理等については、施設管理者において適切な対応をお願いします。</p>
16 25	第1章 総則	第4	高島市	<p>県の責務について、「～するものとする」となっているのに対し、第5県民の責務では「～しなければならぬ」となっている。もっと県の主体性を全面的に出していただきたい。</p>	<p>条例要綱案では、「第4県の責務」として主体的に明記していることから、原案のとおりとします。</p>
26	第1章 総則	第5	近江八幡市	<p>県の実施する流域治水に関する施策の県民の義務 【理由】 条例の前文で自助・共助・公助の基本を明記しているにも拘わらず、県民に対して県が実施する流域治水に関する施策の協力を県民に一方的に義務付けている。県民や市町が県の施策に対して意見・要望を述べる事が出来るしくみを明記すべき。</p>	<p>条例要綱案では、「第4県の責務」において、「県は、流域治水に関する施策の策定および実施に当たり、市町、県民その他の関係者との連携に努める」とこととしていることから、原案のとおりとします。</p>
27	第1章 総則	第5 1	野洲市	<p>県民の責務として想定浸水深を把握することとしているが、条例内で想定浸水深を明記しているの、地先の安全度マップのみを情報として捉えてしまう。 【理由】 水防法の浸水想定区域や洪水予報河川などもあり、総合条例とするならば、記述してもいいのではないか(野洲川浸水など) H25年改定</p>	<p>水防法の浸水想定区域等の情報については、「第5県民の責務」第1項の「地域の特性」に含まれるものと考えていることから、原案のとおりとします。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
28	第1章 総則		彦根市	流域治水に関する「市町の責務」が不明確であるが、流域治水に関する主要施策である、「嵩上げ事業」、「避難地造成事業」に関して、なぜ、市町を事業主体とし、費用の負担を求めなのか。	条例要綱案では、県と市町は対等の関係にあるという地方分権の趣旨に鑑み、「市町の責務」は規定していません。市町と県は、水害から住民の命を守るという同じ立場にあることから、避難場所整備や宅地嵩上げの際に市町の一定の負担をお願いしているものです。その事業主体としては、避難勧告や避難指示の権限を有し、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る責務を有する市町長が適任であると考えています。 なお、条例要綱案には、市町に負担を求めることは規定していません。別途、協議させていただきます。
29	第2章 想定浸水深の設定等	第8	彦根市	基礎調査は、都市計画基本図、レーザープロファイル(LP)、河道諸元等の情報を基にシミュレーションを行い、その結果により設定されるものとするが、情報収集にあつては、机上調査や市町からの情報だけでなく、自ら現地踏査を行い、精度の高いシミュレーションを行うこと。	今後とも現地踏査を実施し、より一層の精度向上に努めます。
30	第2章 想定浸水深の設定等	第8	長浜市	地先の安全度マップで、同じように3mの浸水が想定される地域であっても、地形や地勢の違いでその経過が異なる。適切な避難所の配置、避難方法を検討するにあたり必要であるので、特に大きな被害が想定される地域については、時間の経過に伴う浸水のシミュレーションを公開していただきたい。	「第27市町への必要な支援」に示すとおり、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとします。
17 31	第2章 想定浸水深の設定等	第8	近江八幡市	想定浸水深の精度 【理由】 浸水危険区域指定の根拠となる想定浸水深は、第8に、今後概ね5年ごとに設定するとされている。本条例の基本となることから、精度向上、信頼性の維持向上に努められたい。	今後ともより一層の精度向上、信頼性の維持に努めます。
32	第2章 想定浸水深の設定等	第8	1 野洲市	おおむね5年ごとの想定浸水深の改定は、今後制度の維持に見込まれるコストが高いのでは。 【理由】 基礎調査、データ整備のコストにより、河川改修事業への影響が出るのでは。	想定浸水深の更新にあたっては、適切な予算措置により実施します。
33	第2章 想定浸水深の設定等	第8	2 米原市	「あらかじめ、期限を定めて、関係市町の長の意見を聴くものとします」を「関係市町の長と十分協議し、同意を得るものとします。」との表現に修正すること。 【理由】 第3の「基本理念」第4項に掲げるように、県、市町、県民その他関係者相互間の連携および協働の下に流域治水を推進するのであれば、「関係市町の意見を聴く」にとどめるのではなく、意見のような表現とすることが協働の形ではないかと考えます。	想定浸水深の設定に際して、関係市町の長の意見は基礎自治体の長の意見として十分参考にさせていただきたいと考えていることから、原案のとおりとします。

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
34	第3章 河川に おける 氾濫防 止対策	第9	(1) 彦根市	「県の全域における河川の整備状況の均衡に配慮」とあるが、「整備状況」や「均衡」について、わかりやすい指標で明確にしていきたい。 【理由】 「整備状況」や「均衡」について、市町および流域の県民に対して明確にすることで、住民が「将来にわたって安心して暮らす」ことができ、与えられる「責務」に対して、積極的かつ自主的な取り組みが期待できると考える。	「中長期整備実施河川の検討結果」で示しているものです。
35	第3章 河川に おける 氾濫防 止対策	第9	(2) 彦根市	河川的能力維持につながる維持管理行為については、積極的かつ継続して実施されること が必要であり、迅速な対応を求める。 しかし、現状では、河道内の樹木や、土砂の堆積が放置されている状況が確認できるが、維持管理対策の判断基準である「治水上の支障の程度」とは、どのような状況、状態を指すのか。	土砂の堆積や樹木の繁茂状況などから現況河道が有する流下能力が十分発揮されているかどうかを判断します。
36	第3章 河川に おける 氾濫防 止対策	第9	(3) 彦根市	河川整備が困難な場合、浸水被害を軽減するための対策として、「堤防の性能の向上を図る」とあるが、具体的にどのような対策が図られるのか。	護岸等による堤防の浸食対策やドレーン等の浸透対策を必要に応じて検討し実施します。
18 37	第3章 河川に おける 氾濫防 止対策	第9	長浜市	条例には、「ながす」対策として河川における氾濫防止対策が、「ためる」対策として集水地域における雨水貯留浸透対策が、「とどめる」対策として氾濫原における建築物の建築の制限等が、「そなえる」対策として浸水に備えるための対策が規定されているが、そのほとんどを建築規制等の「とどめる」対策が占め、特に基幹的な対策である「ながす」対策は、河川整備のメニューが列記されているだけの状況である。 県は、「法律に根拠を持つ河川対策や水防に関するものは、条例に詳細に書き込むことを法制上避けた。」としている。しかし一方で、「それぞれの法令で定められている施策を、総合政策の仕組みとして一つの条例の中で関連づけ、住民目線でわかりやすく、運用しやすいようにまとめた。」ともしているが、現在の要綱案は、流域治水の全体を理解するような内容となっていない。 県民に流域治水について正しく理解してもらうには、法律の記載の有無にかかわらず、4つの対策を具体的に、わかりやすく示す必要があり、特に、県民の関心が最も高い「ながす」対策については、どのように進めていくかを具体的に記載すべきである。	個別河川の具体的な「ながす」対策は、河川法に基づく河川整備計画に記載することとしていることから、原案のとおりとします。 流域治水全体の詳しい内容については、条例要綱案の根拠としている「滋賀県流域治水基本方針」(平成24年3月)を参照してください。

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
38	第3章 河川における 氾濫防止対策	第9	草津市	<p>「ながす」対策を現在の計画よりもより一層進めることの明記を願いたい。</p> <p>【理由】 天井川の一級河川が、市街地内を数本も流れており、堤防が決壊すると甚大な浸水被害が想定されます。200年確率降雨を想定した浸水危険区域の建築規制よりも、10年確率降雨を排水できない天井川の河川改修や堤防の性能向上が急務であります。 川の外の対策(ソフト面)が重要視されていますが、川の中の対策(ハード面)がないがしろにされることが懸念されます。 草津市洪水内水ハザードマップ出前講座でも川の中の対策を求める声が多いです。</p>	<p>「ながす」対策は流域治水の基幹的な対策であり計画的かつ効果的に推進すべきものとして「第3基本理念」および「第9河川整備」に規定していることから、原案のとおりとします。</p>
39	第3章 河川における 氾濫防止対策	第9	竜王町	<p>川の中の対策として、(1)から(3)に掲げられていること以外に、天井川に囲まれた地域においては、内水の氾濫に関する対策が合わせて必要となるので「地域の特性を踏まえた改良を行う」旨の項目追記を求めます。</p> <p>【理由】 近年の集中豪雨により、急激な河川の水位上昇に伴い天井川に囲まれた地域では、「ながす」対策に加えて内水対策の必要性を地域住民の意見として集約しているため。</p>	<p>内水氾濫対策は、「ながす」対策の一方策として、個々の河川の状況に応じて慎重に検討することとなります。具体的な方策については条例要綱案に明記することは困難であることから、原案のとおりとします。</p>
19 40	第4章 集水地域における 雨水貯留 浸透対策	第11	彦根市	<p>1000㎡以上の公園等には雨水貯留浸透機能を備えることが努力義務とされているが、既存の施設の改修となると、市の財政的負担が大きい。財政面の支援を願いたい。</p> <p>【理由】 既存施設の改修となると、市単独事業となり実施は非常に困難である。流域治水を進めるためにも財政支援等は考慮すべきである。</p>	<p>雨水貯留浸透機能を備えるための具体的な方法や対象降雨規模等について検討中であり、施設改修予算の範囲内で実施可能かどうかも含め、今後、市町と協議調整したいと考えています。</p>
41	第4章 集水地域における 雨水貯留 浸透対策	第11	野洲市	<p>開発時における調整池の確保について、追記してはどうか</p> <p>【理由】 嵩上げ対策では、有効な補完対策となるはずである</p>	<p>開発事業の調整池については、都市計画法に基づき開発許可事務の中で適切に各市および県において審査されている事項であり、各市および県がそれぞれの技術基準により運用されていることを踏まえ、原案のとおりとします。</p>
42	第5章 氾濫原における 建築物の建築の 制限等	第13 ～第 15	東近江市	<p>現在の開発許可制度、基準が整合性を図れていないため、実行性のある条例要綱として、早急な統一した基準を県で示すよう調整をお願いしたい。</p>	<p>市街化調整区域において嵩上げする場合の開発許可手続が円滑に進むように各市の開発許可担当課と調整します。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
43	第5章 氾濫原 における 建築物の建 築の制 限等	第13	大津市	<p>浸水危険区域の指定の際には、地域住民の理解が得られるよう、滋賀県において責任を果たされることを条件とする。(大津市建築基準条例により指定を行うこととなった場合においても同様に)</p> <p>【理由】 浸水危険区域の指定に際して、想定浸水深は解析により県の知見で定められたものであり、建築の制限についても避難場所や危険度の判定も県の知見で実施される。このため、県が主体となって地域に十分説明をすべきと考える。</p>	<p>浸水危険区域の指定にあたっては丁寧な説明に努め関係者のご理解をいただくとともに、公告縦覧や意見書の提出、市町長意見の聴取等については県が主体的に実施します。</p>
44	第5章 氾濫原 における 建築物の建 築の制 限等	第13	長浜市	<p>基本理念に、「流域治水は、河川の流水を流下させる能力を超える洪水が発生するおそれがあることに鑑み、その基幹的な対策である河川の整備を計画的かつ効果的に実施することに加えて、他の対策を実施することにより、浸水被害を回避し、および軽減することを旨として推進されなければなりません。」とうたわれているが、県下7圏域のうち3圏域では現在も河川整備計画が未策定であり、当然、計画的な河川整備も行われていない。</p> <p>複数の市町からは、河川整備計画の策定や河川改修などの「川の中の対策」の充実を求める意見が提出されているが、県は、「河川整備計画に基づき計画的かつ効果的に実施することとしている。」「(計画が)早急に策定できるよう努める。」といった回答をするだけで、具体的にどうするかについては全く説明がない。また、県は、「川の中の対策」の継続中および完了後において、計画を上回るような洪水でも人命が失われないようにするためには、流域で建築規制など「川の外の対策」を並行して取り組む必要がある。」とも回答しているが、継続中はおろか、未だに整備計画が策定されていないなかで、建築規制などの「川の外」の対策を行うというのは、「継続中および完了後において」という回答とも矛盾している。</p> <p>まずは、県下全域の河川整備計画を策定し、河川管理者としての責務の一端を果たし、想定浸水深の改善を図ったうえで、浸水危険区域の指定を行うべきである。 (次の欄へ続く)</p>	<p>河川整備計画が未策定の圏域については早急に策定するよう努めます。流域治水の推進に当たっては、「ながす」対策を基幹的な対策として推進するとともに、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全を向上させることが重要と考えています。</p>
45	第5章 氾濫原 における 建築物の建 築の制 限等	第13	長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>県は、「浸水危険区域の指定にあたっては、地元住民に説明のうえ予定区域の確認をしていただき、縦覧、市町長の意見聴取を経て告示することとしており、地域として意見を提出していただく機会を設けている。地域住民の方には、指定にご理解いただけるよう事前に説明を重ねたいと考えている。」としているが、これまでの県の対応を見れば、どのような意見が出されようが、区域指定を見直すことはないと思われる。説明会等において、大多数の住民の理解が得られたことを確認のうえ、区域指定を行うべきである。 (次の欄へ続く)</p>	<p>浸水危険区域の指定にあたっては丁寧な説明に努め関係者のご理解をいただくとともに、公告縦覧や意見書の提出、市町長意見の聴取等については県が主体的に実施します。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
46	第5章 氾濫原 における建築物の 建築の制限等	第13	長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>同じ浸水被害であっても、昨年の宇治市の災害のように、河川の流域での出水により短時間で浸水深が深まり家屋の流出等の被害が発生したものと、当市の虎姫地域のように、盛土構造物(虎姫地域では河川堤防)によって広い範囲が徐々に浸水していく場合は、被害防止対策も異なるはずである。</p> <p>東日本大震災復興対策本部の「復興の基本方針」でも、「たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。」と述べられている。単に3mの浸水となるというだけで、一律に危険区域の指定を行うのではなく、浸水の経過や地域の特性を考慮したうえで、対策を検討すべきであると考えているが、要綱案はそのようなものとなっていない。</p>	<p>浸水深が3mを超えると、水位は家屋の軒下以上に達するため、適切な避難行動(屋外避難・二階避難)がなされない場合、溺死率が急激に高まることから、規制基準としています。</p> <p>また、「流体力」については、現時点では十分な科学的知見がなく、浸水危険区域の指定基準としていないことから、原案のとおりとします。</p>
21 47	第5章 氾濫原 における建築物の 建築の制限等	第13 1	野洲市	<p>川は200年に1度の水を想定しないで整備しているにもかかわらず、200年に1度の想定で土地の所有者に制限を加える事は不適では。また、説明であった「どの様な雨からも県民の命を守る」というのなら文章の修正が必要と考える。</p> <p>制限が加わるのは、想定浸水深だけか。(速度は影響しないのか)</p> <p>【理由】</p> <p>1/10～30の河川整備と乖離し根拠が弱い。</p> <p>集水する川の中の対策より川の外の予測は困難であり制度に疑問。ながす・ためる対策への力点を置くべき。</p>	<p>「東日本大震災からの復興の基本方針」においても今後の津波対策を構築するにあたり、2つのレベルの津波が想定されています。比較的発生頻度が高い津波(レベル1)に対しては施設対応で人命・財産の保護を図り(いわゆる防災)、発生頻度は極めて低いが大被害をもたらす最大クラスの津波(レベル2)に対しては、被害最小化を主眼とする避難を軸とした「減災」対策で対応しようとするものです。</p> <p>これは、流域治水の考え方と同じです。流域治水では、計画洪水は河川整備等で対応、施設能力を超える洪水には、安全な住まい方への確実な誘導(避難)等で対応します。どちらも命を守ることを最重視した考え方です。</p> <p>以上から、原案のとおりとします。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
48	第5章 氾濫原 における 建築物の建 築の制 限等	第13 1	野洲市	<p>浸水危険区域指定されると土地の資産価値が低下する 【理由】 市民の受益と負担が見合わない。</p>	<p>浸水危険区域の指定は、浸水被害から住民の生命、身体を守る(公共の福祉)のために、その土地が持つ潜在的な水害の危険性を明らかにするものであることから、財産権の侵害には当たらないと考えています。 この考え方は、「土砂災害防止法」による土砂災害特別警戒区域や、「津波防災地域づくり法」による津波災害特別警戒区域の指定と同様のものです。 本条例による施策は、浸水被害の恐れのある区域を明らかにし、その中で建築に対する必要最低限の規制(緊急時の避難空間の確保)を行うもので、住民の自己責任(自助)に期待しつつ、住民の安全確保のための施策を講ずるものです。 最重要視されるべきは人命保護であり、そのためには規制で施策の実効性を確保すべきことから、原案のとおりとします。</p>
49	第5章 氾濫原 における 建築物の建 築の制 限等	第13 4	野洲市	<p>現在生活されている地域では、浸水危険区域が新たに発生する。区域指定の案に対し、住民は意見書を提出することができるとしているが、県から住民への直接説明が必要でないか。 【理由】 説明不足で条件が出来てしまうと、不安を与え地域の混乱がおこるのでは。</p>	<p>浸水危険区域の指定にあたっては丁寧な説明に努め関係者のご理解をいただくとともに、公告縦覧や意見書の提出、市町長意見の聴取等については県が主体的に実施します。</p>
50	第5章 氾濫原 における 建築物の建 築の制 限等	第13 5	米原市	<p>知事が浸水危険区域の指定をしようとする際に、住民および利害関係人からの意見書を添えて関係市町の長の意見を聴くことは重要と考えますが、その市町の意見の取り扱いについて明文化しておくべきと考えます。 【理由】 第3の「基本理念」第4項に掲げるように、県、市町、県民その他関係者相互間の連携および協働の下に流域治水を推進するのであれば関係市町の長の意見をどのように取り扱うのかが不明瞭なままでは協働とは言い難いと考えます。「住民および利害関係人からの意見」は個の意見として検証する必要があると考えますが、「関係市町の意見」は公の意見として、必ず市町の意見を反映することを確約するような文言を明記していただきたい。</p>	<p>浸水危険区域の設定に際して、関係市町の長の意見は基礎自治体の長の意見として十分参考にさせていただきたいと考えていることから、原案のとおりとします。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
51	第5章 氾濫原 における 建築物の 建築の制 限等	第13 9	近江八幡市	<p>建築基準法第39条の区域指定による建築制限をかけないで、他の手法で対応すべき。</p> <p>【理由】 建築基準法第39条の災害危険区域に課せられる建築禁止または制限に違反すれば罰則規定(刑罰をもって処罰の対象となる)がある事から具体性に欠けるとされる基準をもとに違反処理することは難しく、実効性に欠ける。 また、既に居住している住民からすれば過度の制限と言わざるを得ない。 建築基準法第39条による区域指定は、所有権等の行使を制約するとともに違反による罰則の対象となり得ることから、その区域は明確でないといけませんが、そこまでの精度があるとは言えない。(住宅地図程度の明確性が必要) 滋賀県流域治水の推進に関する条例と言いながら、建築基準法第39条による制限となれば、どうしても建築指導部局をもつ特定行政庁が矢面に立つことになり、不服申し立てや賠償請求の対応を強いられる。 以上のことから、建築基準法第39条による建築制限は特に住民に過度の負担を強いることから好ましくなく、洪水対策同様、浸水による排水処理や避難施設の整備等で対応すべきと考えるが、県の考えは、内水排除施設の計画を超える異常な降雨であっても人命を守ることを目的としており、短時間に集中的に降雨のあった近年の豪雨災害の教訓に基づき、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせた多重防護が必要であるとの回答のみで具体的でない。</p>	<p>条例要綱案に規定する建築規制(安全な住まい方への確実な誘導)は、建築基準法第39条第2項の委任を受けて、同条第1項に規定する災害危険区域内における建築規制を同条の規定に基づく国土交通大臣の技術的助言(昭和34年10月27日付け建設省住発第42号)を踏まえて定めているものです。 その内容は災害を防止し、人命被害を低減するために必要最小限度なものとなっており、憲法または法令の規定に違反するものではありません。 また、規制・罰則の内容については、大津地方検察庁とも協議を行った上で規定しています。 以上のことから、原案のとおりとします。</p>
23 52	第5章 氾濫原 における 建築物の 建築の制 限等	第13 9	野洲市	<p>規制は建築基準法と現行条例で対応可能では。</p> <p>【理由】 新たな条例で規制を設ける必要性が薄く法体系が歪むことに繋がる。</p>	<p>条例要綱案の規定形式を根拠法ごとにするか、政策目的による総合的なものにするかについては、あくまでも立法者(県)の裁量に委ねられているものです。 なお、条例要綱案の規制内容は、現行の建築法制の内容と均衡を図って行っているものです。</p>
53	第5章 氾濫原 における 建築物の 建築の制 限等	第14	近江八幡市	<p>治水対策の計画性に課題</p> <p>【理由】 一般的に家屋の建替え間隔は、50～100年程度とみられ、浸水危険区域の建築制限の効果は計画性がない。 浸水危険区域の住民の「命重視」政策は、建築制限などが、住民の住居建替え計画に全て委ねられ、県は指定をするだけで、実効性の責任が明確でない。</p>	<p>「避難所対応」か「個々の住宅の嵩上げ対応」かは、個々の浸水危険区域の状況を踏まえて、適切な対応を選定することとなります。 現時点においては、避難所対応の割合が多いことが想定されますが、今後、現地調査を踏まえて対応策を決定し、その上で実効性のある具体的な工程を検討することとなります。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
54	第5章 氾濫原 における建築物の建築の制限等	第14 1	野洲市	事業所内保育施設は対象となるのか。	条例要綱案第14の「社会福祉施設等」の具体的な範囲については、条例施行規則で定めることとしております。
55	第5章 氾濫原 における建築物の建築の制限等	第14 1	高島市	住居の用に供する建築物とは、別荘(セカンドハウス)、併用住宅等も含まれるのか。また、県民以外の方への補助金もありうるのか。	住居の用に供する建築物であれば、別荘や併用住宅も含まれます。補助の対象者としては、当該建物を所有又は管理する方への補助を基本とします。
24 56	第5章 氾濫原 における建築物の建築の制限等	第15 1(3)	近江八幡市	許可基準に規定する避難場所と、市町が定めている地域防災計画で位置づけている避難場所との整合性 【理由】 市町が定めている避難場所が200年確率で想定浸水深3m以上の浸水危険区域内であれば、新たに避難場所整備事業により整備しなければならないのか。 200年確率で想定浸水深3m未満で浸水危険区域とならない場合であっても、どの程度の浸水までが避難場所として適するのか。 地域防災計画に位置づけている避難場所は、想定外の雨量も対象とすべきか。	条例要綱案第15の1(3)に該当する避難場所が無い場合は、新たに避難場所整備が必要となります。 どのような洪水からも人命を守る観点から、条例要綱案第15の1(3)の要件を満足することが望まれます。
57	第5章 氾濫原 における建築物の建築の制限等	第15 1(3)	高島市	建築制限の避難所の規定について、明確な基準を明示し、早期に対象住民への周知をお願いしたい。	条例要綱案第15の1(3)にかかる避難場所の詳細な設置基準については現在検討中であり、今後、市町と協議調整したいと考えています。

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
58	第5章 氾濫原 における建築物の建築の制限等	第24	大津市	10年確率降雨により0.5m以上の想定浸水深が生じる区域について、本市では、新たに市街化区域への編入を想定していないことから、この度の県条例による考え方で差し支えない。	条例要綱案第24に基づき、区域区分の決定について、適切な運用を行っていきます。
59	第5章 氾濫原 における建築物の建築の制限等	第24	近江八幡市	ただし書きについて、規則による具体的な説明が必要 【理由】 従来から都市計画法、同施行令、昭和45年建設省都市局長・河川局長通達で決定されていることであり、技術的助言の趣旨に基づき区域の判断を行うことで条例に明記されているが、ただし書きについては規則で具体的な説明が必要と考える。	「ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策」とは、想定浸水深が0.5メートル未満とするための対策であり、盛土による対策が一般的であると考えます。
25 60	第7章 雑則	第35	大津市	浸水危険区域の指定、並びに建築物の建築の制限等は、滋賀県において主体的に行われるものと認識しており、財政的支援についても、滋賀県を主体として実施されるべきであると考えていることから、協調して支援を行うことは考えていない。	条例要綱案には、市町に財政負担を求めることは規定していません。市町と県は、水害から住民の命を守るという同じ立場にあることから避難場所整備や宅地嵩上げの際に市町にも一定の負担をお願いしているものです。
61	第7章 雑則	第35	長浜市	流域治水に関する施策の推進には財政上の措置が必要であり、県は、「「川の中の対策」は流域治水の基幹的な対策であり計画的かつ効率的に実施する」「「川の中の対策」は、県民のみなさまからのニーズも高く、緊急性の高い箇所から河川改修や浚渫等に努めてきたところであり、引き続き、着実に取り組んでいく」としているのであるから、「講ずるよう努める」という努力目標でなく、「講ずるものとする」とすべきである。	財政状況は社会経済情勢の影響を受けることから、原案のとおりとします。
62	第7章 雑則	第36	大津市	現在、大津市建築基準条例を制定している本市においても、県条例による浸水危険区域が指定されれば、第14から第23にかけて記載されている災害危険区域における建築物の建築等行為の制限が必要であると考えているが、浸水危険区域の指定や規制等にかかる関係者への説明や理解を促すことや、個々の建築物にかかる危険度の判定など、その実務を市が担う場合には困難が伴うものであり、滋賀県が担うべきと考えられることから、本市としては、大津市建築基準条例のうち、出水にかかる部分を除外する改正を行ったうえで、県条例において規制することが望ましいと考えている。従って、本市は、第36の市町条例との関係にかかる適用を受けないものと認識している。	ご意見にある条例要綱案に伴う実務については、県が主体的に担うこととしています。なお、地元説明等については、連携協力いただきますようお願いいたします。

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
63	第8章 罰則	第38	長浜市	<p>県は、建築規制を行いこれに違反した場合に罰則を科すことについて、「違反行為により人命に危険が及ぶことを避けるため、罰則規定は必要なものと考えています。」「予見される災害リスクに対し、現在その建築物や敷地の状況が安全性を有していないことに着目して規制や罰則を科すことについては、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法等の国の立法例もあり、問題ないと考えている。」と回答しているが、人命に危険が及ぶのは、違反者本人の人命であり、高上げ住宅を建築しなくても、それが他人の生命を脅かすことにはならない。土砂災害防止法、津波防災地域づくり法等で罰則が適用されているのは、違反建築物が土砂災害や津波によって押しつぶされ、破壊された住宅が隣接住宅をつぶしたり、住民の命をうばうことがないように、考慮して定められたものであり、浸水被害とは全く状況が異なる。単に、危険だからといって建築規制をかけ、違反行為が行われないようにという理由で罰則を設けるとするのは、住民への権利侵害である。</p>	<p>条例要綱案に規定する建築規制(安全な住まい方への確実な誘導)は、建築基準法第39条第2項の委任を受けて、同条第1項に規定する災害危険区域内における建築規制を同条の規定に基づく国土交通大臣の技術的助言(昭和34年10月27日付け建設省住発第42号)を踏まえて定めているものです。</p> <p>その内容は災害を防止し、人命被害を低減するために必要最小限度なものとなっており、憲法または法令の規定に違反するものではないことから、原案のとおりとします。</p>
64	第8章 罰則	第38	野洲市	<p>県が判断する将来の危険性に着目しすぎている。土地利用と建築にかかる規制と罰則の制度化は避けるべき。 【理由】 公共の福祉に反しない行為(状態)に対して規制と罰則が生じる。</p>	<p>予見される災害リスクに対し、現在その建築物や敷地の状況が安全性を有していないことに着目して規制や罰則を科すことについては、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法等の国の立法例もあり、問題ないと考えていることから、原案のとおりとします。</p>
26 65	その他		大津市	<p>本市としては、今後も県議会における議案審議の動向を注視しながら、県から示される条例(案)に対する考えを慎重にとりまとめ、意見を述べていきたいと考えており、県におかれては、条例(案)並びに、条例施行規則(案)が明らかとなった時点で、改めて市町との協議の場を設けていただくことを願います。 【理由】 条例の施行に必要な規則や許認可に関する事務手続き、開発許可や宅造許可についても、県と市で未確認の事項があるため協議をお願いします。</p>	<p>条例要綱案の施行に必要な運用等について市町との協議・調整を行っていきます。</p>
66	その他		彦根市	<p>一級河川の整備が進まない現状においては、内水対策(普通河川等の整備)のみの実施では、流域全体での治水対策は進まない。 一級河川に起因する浸水等の水害の責任は管理者である県にあると考える。一級河川の整備状況の進んでいない地域の住民に対して、「そなえる」対策に必要な情報提供だけに限らず、自ら率先して啓発活動を行っていただきたい。 また、一級河川整備が進んでいる地域については、内水対策を積極的に進める必要がある。県の責務としての「支援」について、市町に対する交付金等の具体的な支援を強く要望する。</p>	<p>湖東圏域において水害に強い地域づくり協議会を設置し、国・県・市町が連携のうえ地域住民への啓発活動を進めたいと考えています。 また、内水対策については、管理者による役割分担を明確にし、河川整備状況の均衡に配慮しつつ、各管理者が連携し検討する必要があると考えます。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
67	その他		彦根市	<p>県民の責務や事業者の責務において、積極的な宅地嵩上げを求め、また、許可の基準においても宅地嵩上げを条件とする基準を設けている。このことは、開発許可の取扱いと十分な調整・連携を図る必要があることから、早急に県市各担当者の意見統一の場を設けていただきたい。</p> <p>【理由】 開発許可の考え方については、これまでの説明会などにより、県担当者各市担当者に考え方の違いがあり、また、緊急性の認識においても相違がある。このような状態は、県民や事業者に対し不公平な取扱いを行うことにも成りえることから、一刻もはやく改善する必要があり、今後の開発許可の取扱いについて県内統一的な意見を取りまとめる必要がある。</p>	<p>市街化調整区域において嵩上げする場合の開発許可手続きが円滑に進むよう各市の開発担当者と調整します。</p>
68	その他		彦根市	<p>不動産関係者に対する説明を十分に行っていただきたい。</p> <p>【理由】 条例による建築制限等により、既に取得している不動産の価値が下落する可能性があるため。</p>	<p>これまで「滋賀県宅地建物取引業協会」「全日本不動産協会滋賀県本部」「滋賀県不動産鑑定士協会」および「滋賀県住環境ディベロッパー協会」の研修会等にて情報提供を行っており、今後も不動産関係者に対する説明を実施していく予定です。</p>
27	69	その他	長浜市	<p>また、多くの市町から年次的な河川整備を明確に示すようにとの意見が出されている。道路整備に関しては道路整備アクションプログラムが策定されており、河川についても、県民の意見を聞きながら、同様のロードマップを作成し、県民に示していただきたい。</p> <p>当市の虎姫地域は、地先の安全度マップでは、200年確率の大雨が降った場合、5mを超える浸水被害が発生するとされており、県下で最も大きな被害が想定される地域である。この地域の水害リスクが高いことは地先の安全度マップができる以前から認識されており、平成20年の「滋賀県中長期整備実施河川の検討結果」では、姉川・高時川がAランク河川に、姉川・高時川・田川がTランク河川に選定され、平成22年の「滋賀県の河川整備方針」でも同様の選定となっている。</p> <p>また、平成23年に、虎姫地区水害に強い地域づくり計画WGにより作成された「滋賀県長浜市虎姫地区水害に強い地域づくり計画(素案)」では、洪水を安全に「ながす」対策として、「県は、当面の目標として戦後最大規模の洪水を安全に流下させるための河積を確保するため、一級河川姉川の築堤、堤防強化(越水にも資する対策)及び河床掘削を実施する。」「県は、姉川、高時川および田川の堤防点検・調査を実施し、破堤した場合に人的被害が発生する可能性が高い区間など優先度が高い箇所から順に堤防強化等の対策を検討・実施する。」としているが、その後、具体的対策は全く実行されていない。建築の制限を行うような想定浸水深が大きい地域こそ早く河川整備を行うべきであるにもかかわらず、実態は何も対策が行われていない状況にある。 (次の欄へ続く)</p>	<p>河川整備については河川法に基づく河川整備計画において概ね20年間で実施する区間等を定めることとしており、さらに詳細な年次計画については事業実施の課題や財政状況等を踏まえ河川ごとに検討します。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
70	その他		長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>県は、ホームページで、「湖北圏域を流れる田川については、平成24年9月に公表した地先の安全度マップにおいて、姉川・高時川の堤防に囲まれた特殊な地形特性から、その周辺地域で想定される家屋水没戸数が著しく多いことが判明したため、今後、河川整備に向けた調査検討を進めます。」としているが、一方で、「滋賀県長浜市虎姫地区水害に強い地域づくり計画(素案)」では、「河川整備計画に位置づけられた対策後の溢発生状況によれば、200年間に1回発生するような大雨が降った場合は、今後20年間で予定されている姉川の河川改修工事が完了すると若干浸水深が緩和される区域もあるが、浸水深3mを超える範囲は改修前とほとんど変わらない、また10年間に1回発生するような大雨(今後20年間に約88%の確率で遭遇するような大雨)が降った場合は、今後20年間で予定されている姉川の河川改修工事が完了すると若干浸水深が緩和される区域もあるが、浸水深3mを超える範囲は改修前とほとんど変わらないとされている。」としており、今後どのような工事を行おうとし、それにより浸水深がどれだけ改善されるのか、きちんと示していただきたい。</p> <p>(次の欄へ続く)</p>	<p>今後、姉川、高時川、田川の事業の内容および効果について調査検討を進めお示しいたい。</p>
28 71	その他		長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>この地域では、安政元年(1854年)の河川合流点の移動、文久元年(1861年)の高時川底への伏樋設置と新川の開削、明治18年(1885年)の煉瓦・石積みづくりのアーチカルバート2連設置、昭和41年(1966年)のカルバート改修と、過去から何度も河川改修が行われてきた。これは、そこに暮らす住民が命と汗と財産を投げ打って、被害を減らし、安心して暮らせる地域をつくりたいとの思いで取り組んできたことであり、それを今、200年確率の大雨に対応できないからと、必要な対策も行わず建築規制等に対応しようとするのは、先人の努力を無にするものであり、到底納得できるものではない。</p> <p>災害危険区域の指定を行い建築規制をかけるのではなく、早急に河川の改修計画を作成し、必要な対策を実行していただきたい。</p> <p>(次の欄へ続く)</p>	<p>田川については早急に改修計画を作成したい。</p>
72	その他		長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>県では、姉川・高時川の河川整備計画については、丹生ダムに関する国土交通省の検証結果を確認した後でないと策定できないとしているが、そのため、県下で最も大きな被害が想定される地域の河川整備が何十年も放置されてきたのであり、これ以上待つことはできない。</p> <p>県としてダムに頼らない治水対策を検討されているならば、その前提で計画策定に着手すべきである。その後、検証結果によりダムが必要とされた場合でも、その時点から策定に着手するよりは早く策定できるはずである。ただし、水資源機構がダム事業から撤退した場合、丹生ダムに代わる治水対策は県の事業となるので、県はその覚悟と認識のもとに、河川整備計画を策定しなければならない。</p>	<p>丹生ダム建設事業は、国土交通省近畿地方整備局および独立行政法人水資源機構により「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき客観的な検証作業を実施中であるものと認識しています。</p> <p>本県としてはこの検証に係る検討の重要性に鑑み、検討結果に基づき姉川・高時川の河川整備計画を策定する予定です。当該計画については検討結果が示された後、すみやかに計画申請できるよう準備していますのでご理解ください。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
73	その他		長浜市	<p>県は、氾濫防止対策として、「河川の流水を流化させる能力を維持するため、堆積した土砂のしゅんせつを行う」としており、県のホームページでも「川の中の対策」は、県民のみなさまからのニーズも高く、緊急性の高い箇所から河川改修や浚渫等に努めてきたところであり、引き続き、着実に取り組んでいくこととします。」と回答しているが、姉川・高時川については、毎年要望しているにもかかわらず、県は土砂の廃棄場所が確保できないことを理由にしゅんせつを行ってこなかった。このような状況で、なぜ「努めてきた」「着実に取り組んでいく」と言えるのか。</p> <p>今後、どのようなスケジュールでしゅんせつを行うのか、具体的にお示しいただきたい。 (次の欄へ続く)</p>	<p>ご指摘のスケジュールについては、今後、協議調整のうえお示ししたいと考えます。</p>
74	その他		長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>「河川の流下能力を阻害する河川内の樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕の内容やスケジュール、予算の確保等を具体的に示すこと。」という意見に対して、県は、「一級河川の維持管理は、緊急性の高いところから河川内の樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等を着実に実施しています。引き続き、着実に実施できるよう、進めてまいります。」と回答されているが、全く実施されていない地域があるなかで、「着実に実施している」とはどのような状態をいうのか。</p> <p>河道内の流竹木の伐採は、2回目以降は地元が行うとの条件付きで行われているが、そもそも1級河川の流下能力を維持することは河川管理者である県の責務であり、堤防上の草刈りやごみ拾い等は市民協働で実施しても、危険を伴うこれらの作業を地元住民が行わなければならない理由はない。現実的には、最初の伐採後2年も経過すれば、地元住民の手に負える状況ではなくなり、以後は放置されることが多いのではないかと。</p>	<p>維持管理対策は、緊急性の高いところを最優先に実施しているため、結果的に現時点で着手できていないところがあることについて、ご理解ください。</p> <p>また、河道内の竹木は、伐採後、数年で元の状態に戻るという提言もあることから、伐採後の状態を長く保持するため、地域の皆さんに除草等の協力をお願いしています。基本的に地域の皆さんに危険が及ぶような作業は実施していただくべきではないと考えており、危険性が高いと判断される場合には、事前に協議・調整させていただきたいと考えています。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
75	その他		長浜市	<p>県は、ホームページのなかで、「災害から命を守るという観点から、ハード整備に加えて建築規制などのソフト対策を取り入れた法令には、土砂災害防止法や津波防災地域づくり法がある。また、東日本大震災復興構想会議の提言、東日本大震災を教訓とした中央防災会議の報告、本年6月の災害対策基本法の一部改正などをみても、「(仮称)流域治水の推進に関する条例」の考え方は、国の方針と一致したものであると考える。」と回答している。</p> <p>しかし、東日本大震災復興構想会議の提言で建築規制が必要とされているのは、「平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域」「平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を免れた地域」「斜面が海岸に迫り、平地の少ない市街地および集落」「(甚大な被害が発生した)海岸平野部」に限られている。また、東日本大震災復興対策本部の復興の基本方針では、災害に強い地域づくりとして、「土地利用規制・建築規制等の柔軟な適用」という表現にとどまっており、高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したまちづくりを求めている。さらに、200年確率の大雨よりも高い確率で発生する南海トラフ地震については、中央防災会議等の「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」の具体的に実施すべき対策のなかで、「レベル2の津波に対して避難が困難で、住民の生命・身体に著しい危険が生ずるおそれがある地域においては、地域の選択により、一定の建築制限等を講ずることが必要な場合も考えられる。」とされている。</p> <p>ハード整備で対応できない地域には建築規制が必要だという県の考えでいけば、津波被害が想定される地域には軒並み建築規制がかけられるということになるが、国はそのような方針を持っているのか、再度確認をしていただきたい。</p>	<p>建築規制(安全な住まい方への確実な誘導)は、治水施設の計画規模を超える洪水の際にも命を守ることを目的とするもので、その重要な手段の一つです。</p>
30 76	その他		長浜市	<p>国の「水防災対策特定河川事業」でも、流域治水条例と同様に建築規制が行われるが、これは「洪水被害が度々生じているにもかかわらず、早期の治水対策が困難である地域において、早期の安全度の向上を図るため、住家浸水が頻発している地域の特定区間で、河川沿いに連続堤防を建設するよりも経済的で、かつ地域の意向を踏まえた恒久的治水対策として計画されている場合、一部区域の氾濫の許容を前提とし、住家を輪中堤の築造、若しくは宅地の嵩上げ等で、洪水による氾濫から防御すること等により、より効果的かつ効率的な治水対策を促進し、安全で豊かな地域づくりに資することを目的とする」もので、補助を受け対策を行った後の状況に対して規制を行うものであり、県の条例とはシステムが異なるものであると考えるが、200年確率の大雨で3m以上の浸水深となる地域を災害危険区域に指定し建築規制を行うという県の方針が、本当に国の方針と一致したものであるか、再度確認をしていただきたい。</p> <p>県のホームページでは、「敷地の制約等により宅地嵩上げ対応が困難な場合は、避難場所整備の検討を含め、市町および地域住民と十分協議し、住みやすさに配慮した対応を検討したいと考えています。」とされているが、嵩上げ等を行わずに「住みやすさに配慮した対応」とはどのようなことを意味するのか説明いただきたい。</p> <p>また、「市町および地域住民と十分協議」とは、浸水危険区域の指定までに協議するということか。</p>	<p>建築規制(安全な住まい方への確実な誘導)は、浸水危険区域において、想定される最大規模の降雨による洪水の際にも、命が失われないように、確実な避難場所を確保していただくものです。</p> <p>避難場所の確保には、丘陵地や民間ビル、河川堤防への腹付け盛土、盛土公園などによる「水平避難+垂直避難」と、宅地の嵩上げや自宅の屋上利用などによる「垂直避難」の2種類あり、地域の実情に即した避難方法を選択していただきます。</p> <p>浸水危険区域の指定にあたっては、市町や地域住民のご理解がいただけるよう、丁寧な説明に努めます。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
77	その他		長浜市	<p>浸水危険区域を災害危険区域に指定することで建築規制を行うことについて、県では、「今、嵩上げ等の対策をするのではなく、将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてほしい。」と説明している。また、基準に基づき改修等を行う軒数は、年間2～3軒を想定しているともしている。浸水危険区域内には約1,200戸の住宅があるとのことであるが、すべての住宅が改修できるまでには早くても400年かかることとなり、現実的には、ほとんどの住宅が既存不適格住宅として現状のまま存在し続けることになる。これで「浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する。」という条例の目的が達成できると考えておられるのか。要綱案のまま、河川整備計画とは無関係に規制を行う条例が施行された場合、治水に対して県が負う責任の一部が、建築の制限などに転嫁されることになり、その実効性についても県が責任の一部を担っていくということになると考える。 (次の欄へ続く)</p>	<p>「避難所対応」か「個々の住宅の嵩上げ対応」かは、個々の浸水危険区域の状況を踏まえて、適切な対応を選定することとなります。 現時点においては、避難所対応の割合が多いことが想定されますが、今後、現地調査を踏まえて対応策を決定し、その上で実効性のある具体的な工程を検討することとなります。</p>
31 78	その他		長浜市	<p>(上の欄からの続き) 県では、「斜路を敷地内に設置すること等による対応が可能と考えるが、敷地の制約等により宅地嵩上げ対応が困難な場合は、避難場所整備の検討を含め、市町および地域住民と十分協議し、住みやすさに配慮した取組としたい。」「住宅密集地などでは、嵩上げによる「まちづくり」の不均衡やコミュニティの問題(負の影響)から、嵩上げを実施するよりも避難場所での対応になると考えている。」としている。 当市の虎姫地域はこの条件に該当すると考えられるが、地区内の公園を嵩上げし避難所とした場合、子どもの遊び場、高齢者等の憩いの場としての公園機能が著しく損なわれることとなる。また、県では、避難所設置経費の2分の1について国から支援を受けるとしているが、県の回答にあるように、国庫補助事業「都市防災総合推進事業」の「地区公共施設当整備」は、南海トラフ地震のような「大地震発生の可能性の高い地域」が対象地域となり、県内の市町は全て該当するものの、多額の国家予算が必要とされるなかで、津波避難を想定した補助金について滋賀県の市町が採択を受けられるとは考えられず、結果として、避難所も設置できず、ほとんどの住宅が既存不適格のままという状況が想定されるが、県ではどのような状況を想定しておられるのかお示しいただきたい。 (次の欄へ続く)</p>	<p>避難場所整備については、優先順位を考慮した適切なまちづくり計画を提示することにより国庫補助の交付が受けられるものと考えます。</p>
79	その他		長浜市	<p>(上の欄から続き) 河川整備計画に基づく整備が行われず、避難所の整備は市町任せということになるのであれば、前述のように、結果として既存不適格の状態が長期にわたり続くこととなるが、そのような状況において、10年確率、50年確率の降雨による水害が発生した場合、河川整備が進んでいないことの責任、条例の効力が発揮されていないことの責任、条例の要素である市町の対応が進んでいない責任を、県としてどのように考えておられるのかご説明いただきたい。</p>	<p>流域治水の推進にあたっては、「ながす」対策を基幹施策として推進するとともに、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」対策を並行して進め、多重防御により地域の安全性を向上させていくことが重要と考えます。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
80	その他		長浜市	<p>多くの市町から、嵩上げ助成や避難所建設は県の事業で実施するよう意見が寄せられているが、県では、これまで「避難場所整備や垂直避難を可能にする宅地嵩上げ対策については、市町全体のまちづくりの取り組みに密接に関わってくる事や、市町は避難誘導の責務を有する水防管理者であることも踏まえ、事業主体は市町とさせていただきたい。」と回答してきた。</p> <p>8月6日の自治創造会議の資料では、「県と市は、水害から住民の命を守るという同じ立場にあることから、避難場所整備や宅地嵩上げの際に、市町にも一定の負担をお願いする。」と回答している。</p> <p>河川整備計画が策定され、計画に基づく河川整備が実施されたうえで、それでも対応できない浸水に備えた避難所の整備については、市町が一定の負担をすることも理解できるが、河川整備は行わず、避難所の基準を決めるだけで、その整備を市町に押し付けることには理解ができない。</p> <p>(次の欄へ続く)</p>	<p>条例要綱案には、市町に負担を求めることは規定していません。市町と県は、水害から住民の命を守るという同じ立場にあることから避難場所整備や宅地嵩上げの際に市町にも一定の負担をお願いしているものであり、押し付けるものではありません。</p>
81	その他		長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>河川整備に先行した避難所整備は河川整備の代替措置の一つであり、県が責任をもって実施すべきである。自治創造会議の資料によれば、「建築規制は、浸水危険区域において、想定される最大規模の降雨による洪水の際にも命が失われないように、確実に避難できる避難場所を確保していただくものである。避難場所の確保には主に2種類あり、丘陵地や民間ビル、河川堤防への腹付け盛土、盛土公園などによる「水平避難＋垂直避難」と、宅地の嵩上げや自宅の屋上利用などによる「垂直避難」である。」とされ、長浜市については避難場所対応を想定しているが、避難場所が確保されることにより安全な避難が可能となるのであるから、こういった地域には、住民に不要な規制をかける災害危険区域の指定は行うべきではない。</p> <p>(次の欄へ続く)</p>	<p>避難場所対応は、建築規制(安全な住まい方への確実な誘導)の一方策です。このことにより、「浸水危険区域」においても、安全に住み続けてもらうことが出来ることとなります。</p> <p>また、新規に住宅建築も可能となります。</p> <p>原案のとおりとします。</p>
82	その他		長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>現在県が示している宅地嵩上げ等に対する支援制度では、その費用の4分の1が個人負担となり、その金額は数百万円になると想定される。</p> <p>所得の少ない人にとっては、通常の改築工事を行うだけでも大きな負担であるのに、さらに負担が増え、老朽化し改築すべき住宅であっても、実態として改築できないことになる。一定の所得のある人だけが命を守ることができるような政策は不適切だと考える。</p> <p>県は、ホームページ上で、「そもそもかさ上げの自己負担額を用意できない住民にとっては対応できないのではないですか。」との質問に対して、「嵩上げについても、「自助」として一定の個人負担をお願いしたい。」と応えているが、全く回答になっておらず、費用を負担できない人は、危険を承知でこのまま住み続けるしかないのか、それとも他の支援策があるのか、具体的に回答いただきたい。</p> <p>(次の欄へ続く)</p>	<p>市町・地域住民と連携し、避難場所の整備や避難体制の構築などソフト対策を組み合わせ、地域の特性に応じた重層的な多重の対策をおこない、被害の最小化を図ることが重要であると認識しています。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
83	その他		長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>同様に、身体しょうがい者の方や、要介護者、高齢者にとっては、嵩上げを行うことで日常生活が大きく制限され、工事を行う経済力があつたとしても、実態的にはそのような選択は不可能であると思われるが、このような人たちは、どのようにして自分の命を守ればいいのかあわせてお答えいただきたい。</p> <p>避難所の建設については、国の補助が1/2、県と市が1/4ずつの負担で行うとされているが、国庫補助要件についての質問に対し、県は、「避難場所整備については国庫補助事業「都市防災総合推進事業」の「地区公共施設等整備」を活用します。当事業は、南海トラフ地震のような「大地震発生の可能性の高い地域」が対象地域となり、県内の市町は全て該当します。補助要件としては、避難場所の市町の防災計画への位置づけや、10年以上災害拠点として利用されることが確実な施設であることが必要です。」と回答している。大規模地震発生の可能性の高い地域が対象地域となるが、滋賀県は対象地域に含まれるものの、太平洋岸の自治体など、南海トラフ地震等の大規模地震で大きな被害が想定される地域と比較すれば優先順位はかなり低く、補助採択が受けられる可能性はほとんどないと思われる。国の補助採択が受けられない場合、避難所建設をあきらめ、嵩上げ等で対応せざるを得ないのか、国の補助分について県が負担し、避難所を建設するのか、県の方針を明確にいただきたい。(次の欄へ続く)</p>	<p>身体しょうがい者の方や、要介護者、高齢者に対しても同様に対策をおこない、被害の最小化を図ることが重要であると認識しています。</p> <p>避難場所整備については、優先順位を考慮した適切なまちづくり計画を提示することにより国庫補助の交付が受けられるものと考えます。</p>
33 84	その他		長浜市	<p>(上の欄からの続き)</p> <p>「地域コミュニティの維持が困難になりつつある集落が、浸水危険区域に指定され建築物の建築の制限を受けた場合、さらに住民の流出が加速するのではないか。」という質問に対し、県は「本条例における災害危険区域制度は、これまで築かれてきた人と人の絆や、歴史、文化等を維持していくことを念頭に、将来にわたり安全に暮らし続けていただけるような施策を目指している。」「条例は、個人レベルの水害に対する安全性確保だけでなく、歴史のある地域コミュニティの維持やまちづくりを支援しようとするものである。」と回答しているが、住宅の改築をしようとしている人が嵩上げ費用の関係で地域内での建築をあきらめ他の地域に移り住んだり、親の近くに子どもが家を建てようとしても嵩上げ等の負担を考慮し、離れた地域に建てざるを得なかったりして、地域の人口が減っていくことが容易に想像される。このような状況を生み出す政策が、どうして「これまで築かれてきた人と人の絆や、歴史、文化等を維持していく」ことや「歴史のある地域コミュニティの維持やまちづくりを支援しようとするもの」と言えるのかご説明いただきたい。</p>	<p>許可基準をクリアできる一時避難場所が無いのかどうか、一時避難場所を整備しないことを地域として選択されるのかどうかということを含めて、きめ細かく各地域の対応策を検討する必要があると考えます。</p>
85	その他		近江八幡市	<p>浸水危険区域の解消への道筋の明確化 【理由】 内水排除にかかる施設整備や既存施設の機能保全および向上については、それぞれの目的に応じて設置されている施設管理者において適切な対応をお願いする旨の回答を頂いているが、県の責務で実施することを明確化し、住居の建築制限と両輪で解消を図るよう政策誘導すること。 (近江八幡市の浸水危険区域の殆どが流域の最下流に位置しているため、内水排除施設の機能向上を図っても、浸水深が減少することがないが、浸水時間の短縮が図れる。)</p>	<p>内水排除施設の管理等については、それぞれの目的に応じて設置されている管理者において実施していただいております。</p> <p>なお、内水氾濫対策は、「ながす」対策の一方策として、個々の河川の状況に応じて慎重に検討することとなります。具体的な方策については条例要綱案に明記することは困難です。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
86	その他		近江八幡市	<p>「一時避難場所」の整備に公的助成が必要。</p> <p>【理由】 第13で浸水危険区域に指定された地域が、第15の1の許可基準の「一時避難場所」を整備する際、公的助成を受けることができるようにすべき。</p>	<p>ご指摘の支援制度については、別途、定めることとしています。</p> <p>国庫補助事業「都市防災総合推進事業」の「地区公共施設等整備」を活用した「避難場所整備事業」を創設する予定です。</p>
87	その他		近江八幡市	<p>公的助成の不公平性</p> <p>【理由】 1/200の降雨で3m以上の浸水深となる区域は、個人財産に公的助成が条例、規則で認められるが、30～50mm/hrの降雨で毎年のように床上浸水を被る区域には公的助成がないことの不公平性は、「命重視」だけでは説明できない。 周辺区域より低地であり、1/200の降雨でも3m以上の浸水深にはならない市街地内の区域では河川の改修や雨水路の整備も長期計画となり、対策としては、嵩上げしか方策はない。 将来生起する大浸水被害には公的助成があり、今困っている浸水被害には公的助成がないという不公平性がある。</p>	<p>現在提案している支援制度は、建築許可基準を満足し、安全な住まい方へ確実に誘導するための制度です。</p> <p>なお、公費を投入し整備を実施すべき河川の選定指標の一つとして床上浸水等の被害実績があり、貴市に関わる河川としては日野川、蛇砂川、八日市新川および三明川を緊急度の高い河川と位置づけ公共投資しています。</p>
34 88	その他		近江八幡市	<p>浸水危険区域となっている干拓地に対する措置</p> <p>【理由】 干拓地の承水溝に内水排除機能が必要。 大中之湖干拓、小中之湖干拓、水茎内湖干拓には国策として入植者の住宅が築かれ農村集落が形成されている。このような干拓地(大中の湖干拓を除く。)が浸水危険区域の対象となっているため、国、県の責務として、内水排除施設の機能保全若しくは機能向上の措置を具体化し、地域住民の不安を払拭すべき。併せて、浸水危険区域の対象になっていない大中之湖干拓地においても、同様。</p>	<p>干拓地の内水排除施設は10～20年確率降雨を対象に計画されていることから、これらの計画を超える降雨時には、人命被害を避けるための避難体制の構築等の対策が必要と考えます。</p> <p>なお、内水氾濫対策は、「ながす」対策の一方策として、個々の河川の状況に応じて慎重に検討することとなります。具体的な方策については条例要綱案に明記することは困難です。</p>
89	その他		近江八幡市	<p>干拓地で営まれている畜産の家畜避難対策</p> <p>【理由】 ソフト・ハード面の両面から家畜の避難計画を立てるべき。</p>	<p>家畜避難対策については、東近江圏域水害に強い地域づくり協議会において検討している経緯があり、一定の整理ができているものと考えています。</p>
90	その他		近江八幡市	<p>治水上排水機能のない地域の対策が必要</p> <p>【理由】 長命寺川、西の湖辺を含む琵琶湖周辺地域に設置されている多くの樋門には内水排除の機能がないため、湖辺周辺では降雨時に冠水の危機にさらされているので、内水排除施設を整備すべき。</p>	<p>西の湖を含む地域については東近江圏域河川整備計画の検討時に川づくり会議を実施し、対応方針を決定している経緯があり、一定の整理ができているものと考えています。</p>

番号	項目	箇所	市町名	意見	ご意見に対する県の考え方
91	その他		近江八幡市	<p>浸水危険区域を指定することの影響の一つとして、地価下落の可能性があることは事実であるため、副次的影響として災害リスクの問題から切り離すのではなく、対応を検討すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>平成24年8月3日滋流政第159号でマップ(リスク情報)の公表に伴う地価下落の可能性は低く、固定資産評価の考え方等は市町の判断や災害リスクとは副次的問題として切り離すべきとの回答を得ていますが、浸水危険区域における建築物の建築の制限に加え、罰則の規定は、地価下落に及ぼす影響が大きいと考えられる。</p> <p>従って原案条例には反対である。</p>	<p>浸水危険区域の指定は、浸水被害から住民の生命、身体を守る(公共の福祉)のために、その土地が持つ潜在的な水害の危険性を明らかにするものであることから、財産権の侵害には当たらないと考えています。</p> <p>この考え方は、「土砂災害防止法」による土砂災害特別警戒区域や、「津波防災地域づくり法」による津波災害特別警戒区域の指定と同様のものです。</p> <p>本条例による施策は、浸水被害の恐れのある区域を明らかにし、その中で建築に対する必要最低限の規制(緊急時の避難空間の確保)を行うもので、住民の自己責任(自助)に期待しつつ、住民の安全確保のための施策を講ずるものです。</p> <p>最重要視されるべきは人命保護であり、そのためには規制で施策の実効性を確保すべきことから、原案のとおりとします。</p>
92	その他		野洲市	<p>琵琶湖およびその流域の特性を押さえるとともに、琵琶湖・淀川流域の治水と利水を視野に入れた対策を行うこと。</p>	<p>条例要綱案は水害から人命を守ることを目的とした流域治水に関する条例要綱案です。琵琶湖・淀川流域の利水等について定めるものではありませんので、原案のとおりとします。</p>
93	その他		野洲市	<p>一昨年に、開発に伴う調整池の規制緩和を検討した事と整合性が取れないのでは。</p> <p>【理由】</p> <p>1/50から1/10への緩和を提案した事と、今回の浸透機能確保との不一致。</p>	<p>開発事業の調整池については、都市計画法に基づき開発許可事務の中で適切に各市および県において審査されている事項であり、各市および県がそれぞれの技術基準により運用されていることを踏まえ、原案のとおりとします。</p>